

障害福祉サービス事業者自主点検表 (令和3年10月版)

【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援】

事業種類 (選択してください)	計画相談支援	地域定着支援
	地域移行支援	障害児相談支援
事業所番号		指定年月日
フリガナ		
事業所名称		
事業所所在地	松本市	
電話番号		FAX
e-mail		
フリガナ		
法人名称		
法人代表者名		
管理者名		
サービス提供管理者 (責任者)の氏名	1	2
主な記入者 職・氏名		
記入年月日	令和 年 月 日	
(実地指導日)	(令和 年 月 日)	

営業日			
営業時間		サービス 提供時間	

利用定員	人							前年度平均 利用者数				人			
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	
前年度 利用状況 (月別)	実人員														
	延人員														
	開所日数														

前年度の平均利用者数 = 延人員 ÷ 開所日数 (小数点第2位以下を切上げ)

障害福祉サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

この自主点検表は、障害福祉サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いいたします。

2 実施方法

定期的を実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に 印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に 印(もしくは「なし」と記入)をしてください。

点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」に 印をしてください。

各項目の文中、単に「以下同じ」「以下 という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または であるということを示しています。

複数の職員で検討のうえ点検してください。

点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

なお、これに限らず点検項目に関連する法改正等があった場合は、最新の情報をご確認いただき、読み替えてご活用ください。

確認書類等欄は、特に一般的な呼称と異なる任意様式を使用している場合に、その様式の名称を記入してください。また、空白の部分はメモ欄としてご利用ください。

サービス種別の略称

計画・・・計画相談支援事業

障害児・・・障害児相談支援事業

地域移行・・・地域移行支援事業

地域定着・・・地域定着支援

3 問い合わせ先

松本市健康福祉部 福祉政策課 福祉監査担当

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所 東庁舎2F

TEL: 0263-34-3287 FAX: 0263-36-3204

e-mail: fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

4 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

なお、根拠法令等欄に「基準」のみ示されているものは、項目欄に示すサービス種別のものを指します。(留意事項)

略 称		名 称
法		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)
施行規則		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年2月28日厚生労働省令第19号)
児福法		児童福祉法(昭和22年法律第164号)
児福施行規則		児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生労働省令第11号)
指定関係	計画基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)
	計画基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	地域基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)
	地域基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	障害児基準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)
	障害児基準解釈通知	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年6月24日法律第79号)
報酬関係	計画報酬告示	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示125号)
	地域報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示124号)
	報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	障害児報酬告示	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年厚生労働省告示126号)
	報酬留意事項通知(児童)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発第0330号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

指定障害福祉サービス事業所自主点検表 目次

第1 障害者虐待の防止			市確認欄
1	共通	障害者虐待の防止	
第2 基本方針			市確認欄
2	計画	基本方針	
3	地域移行	基本方針	
4	地域定着	基本方針	
5	障害児	基本方針	
第3 人員に関する基準			市確認欄
6	計画 障害児	従業者	
7	地域移行 地域定着	従業者	
8	共通	管理者	
9	共通	労働条件の明示	
第4 運営に関する基準			市確認欄
10	共通	内容及び手続きの説明及び同意	
11	共通	契約内容の報告	
12	共通	提供拒否の禁止	
13	共通	サービス提供困難時の対応	
14	計画	受給資格の確認	
15	地域移行 地域定着	受給資格の確認	
16	障害児	受給資格の確認	
17	計画 障害児	支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	
18	地域移行 地域定着	支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	
19	共通	身分を証する書類の携行	
20	共通	計画相談支援給付費の額等の受領	
21	計画 障害児	利用者負担額に係る管理	
22	共通	計画相談支援給付費の額に係る通知	
23	計画 障害児	具体的取扱方針	
24	地域移行	具体的取扱方針	
25	地域定着	具体的取扱方針	
26	計画 障害児	サービス等利用計画等の書類の交付	
27	共通	利用者に関する市町村への通知	
28	共通	管理者の責務	
29	共通	運営規程	
30	共通	勤務体制の確保	
31	共通	業務継続計画の策定	
32	共通	設備及び備品	

33	共通	衛生管理	
34	共通	掲示	
35	共通	秘密保持	
36	計画 障害児	広告	
37	計画 障害児	障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	
38	地域移行 地域定着	障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	
39	共通	苦情解決	
40	共通	事故発生時の対応	
41	共通	虐待の防止	
42	共通	会計の区分	
43	共通	記録の整備	
44	地域移行 地域定着	連絡調整に対する協力	
45	地域移行 地域定着	心身の状況等の把握	
46	地域移行 地域定着	障害福祉サービス事業者等との連絡	
47	地域移行 地域定着	サービス提供の記録	
48	地域移行 地域定着	利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲	
49	地域移行	地域移行支援計画の作成	
50	地域移行	地域における生活に移行するための活動に関する支援	
51	地域移行	障害福祉サービスの体験的な利用支援	
52	地域移行	体験的な宿泊支援	
53	地域移行	関係機関との連絡調整	
54	地域移行 地域定着	情報の提供	
55	地域定着	地域定着支援台帳の作成	
56	地域定着	常時の連絡体制の確保	
57	地域定着	緊急の事態における支援	
第5 その他			市確認欄
58	共通	変更の届出	
59	共通	業務管理体制の整備	

第6 計画相談支援給付費の算定及び取扱い			市確認欄
60	計画	基本的事項	
61	計画	サービス利用支援費	
62	計画	継続サービス利用支援費	
63	計画	居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算	
64	計画	特別地域加算	
65	計画	利用者負担上限額管理加算	
66	計画	初回加算	
67	計画	主任相談支援専門員配置加算	
68	計画	入院時情報連携加算	
69	計画	退院・退所加算	
70	計画	居宅介護支援事業所等連携加算	
71	計画	医療・保育・教育機関等連携加算	
72	計画	集中支援加算	
73	計画	サービス担当者会議実施加算	
74	計画	サービス提供時モニタリング加算	
75	計画	行動障害支援体制加算	
76	計画	要医療児者支援体制加算	
77	計画	精神障害者支援体制加算	
78	計画	ピアサポート体制加算	
79	計画	地域生活支援拠点等相談強化加算	
80	計画	地域体制強化共同支援加算	
第7 地域相談支援給付費の算定及び取扱い			市確認欄
81	地域移行 地域定着	基本的事項	
82	地域移行	地域移行支援サービス費	
83	地域移行	特別地域加算	
84	地域移行	ピアサポート体制加算	
85	地域移行	初回加算	
86	地域移行	集中支援加算	
87	地域移行	退院・退所月加算	
88	地域移行	障害福祉サービスの体験利用加算	
89	地域移行	体験宿泊加算	
90	地域移行	居住支援連携体制加算	
91	地域移行	地域居住支援連携体制強化推進加算	
92	地域定着	地域定着支援サービス費	
93	地域定着	緊急時支援費	
94	地域定着	特別地域加算	
95	地域定着	ピアサポート体制加算	
96	地域定着	日常生活支援情報提供加算	
97	地域定着	居住支援連携体制加算	
98	地域定着	地域居住支援連携体制強化推進加算	

第8 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い			市確認欄
99	障害児	基本的事項	
100	障害児	障害児支援利用援助費	
101	障害児	継続障害児支援利用援助費	
102	障害児	特別地域加算	
103	障害児	利用者負担上限額管理加算	
104	障害児	初回加算	
105	障害児	主任相談支援専門員配置加算	
106	障害児	入院時情報連携加算	
107	障害児	退院・退所加算	
108	障害児	保育・教育機関等連携加算	
109	障害児	医療・保育・教育機関等連携加算	
110	障害児	集中支援加算	
111	障害児	サービス担当者会議実施加算	
112	障害児	サービス提供時モニタリング加算	
113	障害児	行動障害支援体制加算	
114	障害児	要医療児者支援体制加算	
115	障害児	精神障害者支援体制加算	
116	障害児	ピアサポート体制加算	
117	障害児	地域生活支援拠点等相談強化加算	
118	障害児	地域体制強化共同支援加算	

第 1 障害者虐待の防止

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
1 障害者 虐待の防止	事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。	はい いいえ 該当なし	障害者虐待 防止法 第 6 条	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>障害者虐待防止法第 2 条 養護者（障害者福祉施設従事者等）による障害者虐待に該当する行為 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による から までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。） 養護者又は障害者の親族が（障害者福祉施設従事者等が）障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p> </div>			
	障害者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はい いいえ	障害者虐待 防止法 第 7、16 条	
障害者の虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 <参照> ・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成 30 年 6 月改訂版 厚生労働省社会・援護局） ・厚労省通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日付け障発第 1020001 号）	はい いいえ	障害者虐待 防止法第 15 条		

第2 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
2 基本方針 計画	<p>計画相談支援の事業を、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。</p> <p>< 法第5条第22、23項 > 計画相談支援とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいい、「サービス利用支援」とは、サービスの申請等に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案してサービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。 「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、当該サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。</p>	はい いいえ	計画基準 第2条	
	<p>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して計画相談支援の事業を行っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して計画相談支援の事業を行っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>市町村、障害福祉サービス事業を行う者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じていますか。</p> <p>【経過措置】令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化されます。</p>	はい いいえ		
	<p>指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供するものとの密接な連携に努めていますか。</p>	はい いいえ		
3 基本方針 地域移行	<p>地域移行支援の事業では、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っていますか。</p> <p>< 法第5条第20項 > 地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を行うものをいいます。</p>	はい いいえ	地域基準 第2条	
	<p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って地域移行支援の事業を行っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じていますか。</p> <p>【経過措置】令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化されます。</p>	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
4 基本方針 地域定着	<p>地域定着支援の事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行っていますか。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><法第5条第21項> 地域定着支援とは、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の必要な支援を行うものをいいます。</p>	はい いいえ	地域基準 第39条	
	<p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って地域定着支援の事業を行っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じていますか。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〔経過措置〕令和4年3月31日まで</p>	はい いいえ		
5 基本方針 障害児	<p>障害児相談支援の事業を、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っていますか。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><児福法第6条の2の2第7～9項> 障害児相談支援とは、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいし、「障害児支援利用援助」とは、障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援に対する給付決定等が行われた後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成することをいいます。 「継続障害児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。</p>	はい いいえ	障害児基準 第2条	
	<p>障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して障害児相談支援の事業を行っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して障害児相談支援の事業を行っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じていますか。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〔経過措置〕令和4年3月31日まで</p>	はい いいえ		
	<p>指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供するものとの密接な連携に努めていますか。</p>	はい いいえ		

第3 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
6 従業者 計画 障害児	<p>事業所()ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置していますか。</p> <p>計画 事業所(指定特定相談支援事業所)とは、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行う事業所をいいます。</p> <p>計画 障害児 相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。例えば、相談支援のサービス提供時間帯において、相談支援の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができます。</p> <p>計画 なお、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合認めるものとし、指定自立生活援助事業所との兼務については、自立生活援助において、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認めていないことから、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が兼務可能なものは、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみとなることに留意してください。</p> <p>障害児 指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所と業務を兼務する場合については、業務に支障がない場合認めるものとします。</p>	はい いいえ	計画基準 第3条 障害児基準 第3条 計画基準 解釈通知 第二の1の 障害児基準 解釈通知 第二の1の	
	<p>相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数(障害児相談支援対象保護者の数)が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。</p> <p>相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。 「1ヶ月平均」…当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものです。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とします。</p> <p>計画 「利用者の数」…指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。</p> <p>障害児 障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所を一体的に運営している場合には、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとします。</p>	はい いいえ		
	<p>相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験(業務により3年、5年、10年)を満たしていますか。</p> <p style="text-align: center;">受講予定(年)</p> <p><参考> ・「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 (平成24年厚生労働省告示227号) ・「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」 (平成24年厚生労働省告示225号)</p> <p>令和2年度から主任相談支援専門員研修を修了した場合、現任者研修を修了したものとみなされます。</p>	はい いいえ		
	<p>計画 利用者が利用する障害福祉サービス事業所(指定自立生活援助事業所を除く)等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施していますか。</p> <p>障害児 障害児が利用する障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。</p> <p>中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しがねないことから次に掲げる場合を除き、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務との兼務はできません。 身近な地域に相談支援事業者がない場合 支給の決定又は変更によりサービス内容に著しい変動があった者のうち、当該決定等からおおむね3か月以内の場合 その他市町村がやむを得ないと認める場合</p>	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
7 従業者 地域移行 地域定着	指定一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を配置していますか。 指定一般相談支援事業所とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業所をいいます。	はい いいえ	地域基準 第3、40条 地域基準解釈 通知第二の1	
	の従事者のうち1人以上は、相談支援専門員を配置していますか。	はい いいえ		
	相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験(業務により3年、5年、10年)を満たしていますか。 <参考> 「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年厚生労働省告示226号) 受講予定(年) 令和2年度から主任相談支援専門員研修を修了した場合、現任者研修を修了したものとみなされます。	はい いいえ		
8 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や併設する事業所の業務等を兼ねることができます。なお、指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所業務と兼務する場合には、管理業務に支障がない場合として認めるものとします。	はい いいえ	計画基準 第4条 地域基準 第4、40条 障害児基準 第4条 計画基準解釈 通知第二の1の 地域基準解釈 通知第二の1 障害児基準解 釈通知第二の1 の	
9 労働条件の 明示	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 労働契約の期間 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 就業の場所・従事すべき業務の内容 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時 転換に関する事項 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 退職に関する事項(解雇の事由を含む) 昇給に関する事項 (昇給の有無 退職手当の有無 賞与の有無、相談窓口) パートタイム労働者を雇い入れたときには、上記 ~ についても文書で明示しなくてはなりません。	はい いいえ	労働基準法 第15条 労働基準法 施行規則 第5条	

第4 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
10 内容及び手 続きの説明 及び同意	<p>利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項^()について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始につき、当該利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>()サービスの選択に資すると認められる重要事項は、以下のとおりです。 運営規程の概要 従業者の勤務の体制 事故発生時の対応 苦情処理の体制 等</p> <p>同意は、利用者及び事業所双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいとされています。重要事項説明書は2部作成し、それぞれ説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1部は利用者へ交付し、1部は事業所にて保管してください。上記の重要事項説明書への記名押印と、契約書への記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容や契約内容を十分理解して事業所の選択が行われるために、利用申し込みの際に(契約前に)サービスの内容などを利用者に説明する書類です。利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。</p>	はい いいえ	計画基準 第5条 地域基準 第5、45条 障害児基準 第5条 計画基準解釈 通知 第二の2の 地域基準解釈 通知 第二の2の 障害児基準 解釈通知 第二の2の	
	<p>利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面(利用契約書等)を交付していますか。</p> <p>利用契約書には、次の事項を記載してください。 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 当該事業の経営者が提供するサービスの内容 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 サービスの提供開始年月日 サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 利用契約書の契約当事者は事業所(管理者)ではなく、事業者(法人・法人代表者)です。利用契約書には、法人代表者^(注)の職名・氏名を記載し、代表者印^(注)を押印してください。 (注)契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除きます。 利用契約書は2部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印等し、1部を利用者に交付し、1部は事業所が保管してください。 契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない(自動更新規定を設けていない。)等の指摘例があります。 利用契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、「支援費」等の旧法の用語がないか点検してください。</p>	はい いいえ		
11 契約内容の 報告	<p>利用契約をしたときは、契約成立の旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。</p>	はい いいえ	計画基準 第6条第1項 地域基準 第6、45条 障害児基準 第6条	
	<p>計画 障害児 サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。</p> <p>モニタリング結果について初めて、次に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告してください。 支給決定の更新や変更が必要となる場合 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 モニタリング期間を設定し直す必要がある場合</p>	はい いいえ	計画基準 第6条第2項 障害児基準 第6条第2項 計画基準解釈 通知第二の2の	
12 提供拒否の 禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p><正当な理由> 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 等</p>	はい いいえ	計画基準 第7条 地域基準 第7、45条 障害児基準 第7条 計画基準解釈 通知第二の2の 地域基準解釈 通知第二の2の	
	<p>特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。</p> <p>計画 障害児 行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算(以下「体制整備加算」という。)を算定している事業者においては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないので留意してください。</p>		障害児基準 解釈通知第二の2の	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
13 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい いいえ	計画基準 第8条 地域基準 第9、45条 障害児基準 第8条	
14 支給資格の確認 計画	サービスの提供に当たっては、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめていますか。	はい いいえ	計画基準 第9条 計画基準解釈 通知 第二の2の	
	支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	はい いいえ		
15 支給資格の確認 地域移行 地域定着	サービスの提供に当たっては、地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめていますか。	はい いいえ	地域基準 第10、45条 地域基準解釈 通知 第二の2の	
16 支給資格の確認 障害児	サービスの提供に当たっては、通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	はい いいえ	障害児基準 第9条	
	通所支給決定を受けていない障害児について、障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	はい いいえ	障害児基準 解釈通知 第二の2の	
17 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 計画 障害児	支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	基準第10条	
18 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 地域移行 地域定着	地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	地域基準第11条第1項、第45条	
	地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	はい いいえ	地域基準第11条第2項、第45条	
19 身分を証する書類の携行	相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	はい いいえ	計画基準 第11条 地域基準 第14、45条 障害児基準 第11条 計画基準解釈 通知 第二の2の 地域基準解釈 通知 第二の2の 障害児基準 解釈通知 第二の2の	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
20 計画相談 支援給付 費の額等の 受領	法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費等の額の支払いを受けていますか。	はい いいえ 該当なし	計画基準 第12条 地域基準 第17、45条 障害児基準 第12条	
	利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はい いいえ 該当なし		
	当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。			
	～の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。	はい いいえ 該当なし		
21 利用者負 担額に係る 管理 計画 障害児	サービスを提供している利用者等が計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。	はい いいえ 該当なし	基準第13条	
	利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。	はい いいえ 該当なし		
22 計画相談 支援給付 費の額に 係る通知	法定代理受領により計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費等の額を通知していますか。	はい いいえ	計画基準 第14条 地域基準 第18、45条 障害児基準 第14条	
	通知には、通知の日、サービス利用月(必要に応じて利用の内訳)、計画相談支援給付費等の支給を受けた日、計画相談支援給付費の額等を記載します。			
	利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。	はい いいえ 該当なし		
23 具体的 取扱方針 計画 障害児	管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。 管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい いいえ	基準第15条 第1項第1号	
	サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	はい いいえ		
	計画相談支援等は、利用者及びその家族の主體的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。			
	サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。	はい いいえ	基準第15条 第2項第1号	
	サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。	はい いいえ	基準第15条 第2項第2号	基準解釈通知 第二の2の の
継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはなりません。				
サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等又は地域相談支援に加えて、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。 障害児 障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、通所支援に加えて、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めていますか。	はい いいえ	基準第15条 第2項第3号	基準解釈通知 第二の2の の	
保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置付けることにより総合的な計画となるように努めてください。				

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>計画 サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。</p> <p>障害児 障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。</p> <p>特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供することや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる計画案を最初から提示することがあってはなりません。</p>	はい いいえ	基準第 15 条 第 2 項第 4 号 基準解釈通知 第二の 2 の の	
	<p>サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っていますか。</p> <p>アセスメントは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものです。 アセスメントの記録は、5年間保存してください。</p>	はい いいえ	基準第 15 条 第 2 項第 5 号 基準解釈通知 第二の 2 の の	
	<p>アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。</p> <p>アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う必要があります。</p>	はい いいえ	基準第 15 条 第 2 項第 6 号 基準解釈通知 第二の 2 の の	
	<p>アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。</p> <p>相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。</p>	はい いいえ		
	<p>利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援(計画)、通所支援(障害児)、が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成していますか。</p> <p>利用者及びその家族の生活に対する意向 総合的な援助の方針 生活全般の解決すべき課題 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 福祉サービス等の種類、内容、量 福祉サービス等を提供する上での留意事項 モニタリング期間に係る提案 等</p> <p>モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案してください。 目標達成時期には、モニタリングの実施により、計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援(計画)、通所支援(障害児)の評価を行い得るようにすることが重要です。</p>	はい いいえ	基準第 15 条 第 2 項第 7 号 基準解釈通知 第二の 2 の の	
	<p>計画 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしていますか。</p> <p>短期入所の利用日数に係る「日数が年間 180 日を超えない」という目安については、当該計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間 180 日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。 利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所を当該計画案に位置付けることも可能です。</p>	はい いいえ	計画基準 第 15 条第 2 項 第 8 号 計画基準解釈 通知第二の 2 の の	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>計画 共同生活援助のうち日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、モニタリング実施標準期間を3か月間としていますか。</p> <p>日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、他の種類の共同生活援助よりも短く3か月間としていることに留意してください。 適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の特定相談支援事業者と連携して計画相談支援を提供するよう、あわせて留意してください。</p>	はい いいえ 該当なし	計画基準解釈 通知第二の2 の の	
	サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	はい いいえ	計画基準 第15条第2項 第9号 障害児基準 第15条第2項 第8号	
	サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成した際には、当該計画案を遅滞なく利用者等に交付していますか。	はい いいえ	計画基準 第15条第2項 第10号 障害児基準 第15条第2項 第9号 計画基準解釈 通知第二の2 の の 障害児基準解 釈通知第二の2 の の	
	<p>計画 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>障害児 通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要です。なお、会議等の記録は、5年間保存してください。 会議等は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。</p>	はい いいえ	計画基準 第15条第2項 第11号 障害児基準 第15条第2項 第10号 計画基準解釈 通知第二の2 の の 障害児基準解 釈通知第二の2 の の	
	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	はい いいえ	計画基準 第15条第2項 第12号 障害児基準 第15条第2項 第11号	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等																						
	<p>サービス等利用計画または障害児支援利用計画を作成した際には、当該計画を遅滞なく利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。</p> <p>交付した計画は、5年間保存してください。</p>	はい いいえ	<p>計画基準 第15条第2項 第13号 障害児基準 第15条第2項 第12号</p> <p>計画基準解釈 通知第二の2 の の 障害児基準 解釈通知第二の2 の の</p>																							
	<p>サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成後、計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。</p> <p>計画相談支援及び障害児相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者へ提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存してください。</p>	はい いいえ	<p>基準第15条 第3項第1号</p> <p>計画基準解釈 通知第二の2 の の 障害児基準 解釈通知第二の2 の の</p>																							
	<p>モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等を訪問し、利用者等に面接を行い、その結果を記録していますか。</p> <p><施行規則第6条の16> モニタリングの期間は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次に掲げる者の区分に応じ、ア～エに定める期間を勘案して市町村が必要と認める期間とします。ただし、1に掲げる期間については、支給決定又はその変更に係る障害福祉サービスの利用開始から起算して3月を経過するまでの間に限ります。 ア 支給決定又はその変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者…1か月 イ 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く(障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれも1に掲げる者を除く))のうち、次に掲げる者…1か月 障害者支援施設からの退所等に併い、一定期間、集中的に支を行うことが必要である者 単身の世帯に属するため又はその同居家族等の障害、疾病等のため、自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者 ウ 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く(障害福祉サービスを利用する者(1、2に掲げる者を除く))のうち、次に掲げるもの…3か月 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。)を利用する者 以外の者で、65歳以上の者(居宅介護支援又は介護予防支援を利用する者を除く) エ 療養介護、重度障害者等包括支援もしくは施設入所支援を利用する者(1に掲げる者を除く)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く(障害福祉サービスを利用する者もしくは地域定着支援を利用する者(いずれも1～3に掲げる者を除く))又は地域移行支援を利用する者(1に掲げる者を除く)…6か月 平成30年度及び平成31(令和元)年度にモニタリング期間の見直しがありました。現に計画作成済の対象者については、各見直し時期以降に計画再作成(又は変更)を行うまでは、なお従前の例によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>基準</th> <th>旧基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規利用者</td> <td>1月間 利用開始から3月のみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">在宅のサービス通所支援等</td> <td>集中的支援が必要な者</td> <td>1月間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助</td> <td>3月間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居宅介護、行動援護、同行 援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練</td> <td>3月間</td> <td>6月間</td> </tr> <tr> <td>生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援</td> <td>6月間 65歳以上居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は3月間</td> <td>6月間</td> </tr> <tr> <td>施設入所等</td> <td>6月間</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、市が通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録してください。 モニタリングの結果の記録は、5年間保存してください。</p>	対象者	基準	旧基準	新規利用者	1月間 利用開始から3月のみ		在宅のサービス通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間		就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3月間		居宅介護、行動援護、同行 援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	3月間	6月間	生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間 65歳以上居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は3月間	6月間	施設入所等	6月間	1年間	はい いいえ	<p>基準第15条 第3項第2号</p> <p>計画基準解釈 通知 第二の2の の の 障害児基準 解釈通知 第二の2の の の</p>	
対象者	基準	旧基準																								
新規利用者	1月間 利用開始から3月のみ																									
在宅のサービス通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間																								
	就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3月間																								
	居宅介護、行動援護、同行 援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	3月間	6月間																							
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間 65歳以上居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は3月間	6月間																							
	施設入所等	6月間	1年間																							

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	サービス等利用計画または障害児支援利用計画の変更にあたっては、 から 及び から までに規定された一連の業務を行っていますか。	はい いいえ	基準第 15 条 第 3 項第 3 号	
	(21) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	はい いいえ	基準第 15 条 第 3 項第 4 号	
	(22) 障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。	はい いいえ	基準第 15 条 第 3 項第 5 号	
24 具体的 取扱方針 地域移行	管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他地域移行支援に関する業務を担当させていますか。	はい いいえ	地域基準 第 19 条第 1 号 地域基準解釈 通知第二の 2 の の	
	管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対して、利用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせていますか。	はい いいえ	地域基準 第 19 条第 2 号 地域基準解釈 通知第二の 2 の の	
	事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮していますか。	はい いいえ	地域基準 第 19 条第 3 号	
	サービスの提供にあたっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第 19 条第 4 号 地域基準解釈 通知第二の 2 の の	
	地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の 解決に向けての意欲の醸成と 相まって行われることが重要です。			
25 具体的 取扱方針 地域定着	管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他地域定着支援に関する業務を担当させていますか。	はい いいえ	地域基準 第 41 条第 1 号	
	管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対する技術的指導及び助言を行わせていますか。	はい いいえ		
	利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っていますか。	はい いいえ		
	サービス提供にあたっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	はい いいえ		
26 サービス等 利用計画 等の書類の 交付 計画 障害児	利用者等が他の相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画または障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	はい いいえ	計画基準 第 16 条 障害児基準 第 16 条	
27 利用者に関する市町村 への通知	利用者が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい いいえ	計画基準 第 17 条 地域基準 第 25、45 条 障害児基準 第 17 条	
28 管理者の責 務	管理者は、従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい いいえ	計画基準 第 18 条 地域基準 第 26、45 条 障害児基準 第 18 条	
	管理者は、従業者に「第 4 運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等					
29 運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 営業日及び営業時間 サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額 通常の事業の実施地域 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項(苦情解決体制、地域生活支援拠点である場合はその旨及び必要な機能のうち満たす機能 等)</p> <p>「従業者」…相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載してください。業務負担軽減等の観点から置(く)べきとされている因数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えありません。(重要事項を記した文書に記載する場合も同様) 「サービスの提供方法及び内容」…サービス内容及び利用者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。「利用者から受領する費用及びその額」については、法定代理受領を行わない場合の相談支援給付費のほか、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。 「通常の事業の実施地域」…客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」…事業者は障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能です。 「虐待の防止のための措置に関する事項」…虐待の防止に関する担当者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備及び従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)、虐待防止の対策を検討する委員会の設置等を指すものです。 「その他運営に関する重要事項」…障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示116号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付け障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の2で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記してください。</p>	はい いいえ	<p>計画基準 第19条 地域基準 第27、45条 障害児基準 第19条</p> <p>計画基準解釈 通知第二の2 の 地域基準解釈 通知第二の2 の(21) 障害児基準解釈 通知第二の2 の</p>						
30 勤務体制 の確保	<p>事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	はい いいえ	<p>計画基準 第20条 地域基準 第28、45条 障害児基準 第20条</p>						
	<p>計画 障害児 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員に相談支援の業務を担当させていますか。</p> <p>地域移行 地域定着 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の地域移行(定着)支援従事者によって、地域移行支援を提供していますか。</p> <p>当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 計画 障害児 相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 地域移行 地域定着 障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに地域移行(定着)支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整・手続等については、この限りではありません。</p>	はい いいえ	<p>計画基準解釈 通知第二の2 の 地域基準解釈 通知第二の2 の(22) 障害児基準解釈 通知第二の2 の</p>						
	<p>地域移行 地域定着 サービスに係る業務の一部を他の地域移行(定着)支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p>	はい いいえ	<p>地域基準 第28、45条</p>						
	<p>事業者は、相談支援専門員(地域移行(定着)支援従事者)の資質の向上のために、研修の機会(外部研修への参加のほか、定例会議と兼ねて実施する職場研修、事例研究、意見交換等を含む。)を確保していますか。 <研修(研修を兼ねた会議を含む)の回数・内容を記入してください。></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度</th> <th>当年度</th> <th>研修・会議の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回</td> <td>回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>研修内容・回数の定めはありませんが、研修機関の研修、事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください(解釈通知)。 事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的を実施してください。 研修・会議は後日内容を確認し、活用することができるよう、記録や資料を残してください。</p>	前年度	当年度	研修・会議の主な内容	回	回		はい いいえ	<p>計画基準 第20条 地域基準 第28、45条 障害児基準 第20条</p> <p>計画基準解釈 通知第二の2 の 地域基準解釈 通知第二の2 の(22) 障害児基準 解釈通知第二 の2の</p>
前年度	当年度	研修・会議の主な内容							
回	回								

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p><参考> パワーハラスメント指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 11 条 1 項 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項 <p>講ずべき措置の具体的な内容及び講じることが望ましい取り組みについては、次のとおりです。</p> <p>なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>ア 具体的な内容は「パワーハラスメント指針」に規定されているとおりであるが、以下について特に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業者の「方針等の明確化およびその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 相談（苦情を含む、以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 <p>イ 事業者が講じることが望ましい取り組みについて</p> <p>顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取り組み</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等） 被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） <p>令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は、適切な勤務体制の確保の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。</p>	はい いいえ	<p>計画基準 第 20 条 地域基準 第 28、45 条 障害児基準 第 20 条</p> <p>計画基準解釈 通知第二の 2 の 地域基準解釈 通知第二の 2 の(2) 障害児基準 解釈通知第二 の 2 の</p>	
31 業務継続 計画の策定 等	<p>事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>【経過措置】 令和 6 年 3 月 31 日まで</p>	はい いいえ	<p>計画基準 第 20 条の 2 地域基準 第 28 条の 2、 45 条 障害児基準 第 20 条の 2</p>	
	<p>事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>研修は、定期的（年 1 回以上）に開催してください。</p> <p>また、新規採用時には別に研修をすることが望ましいです。</p> <p>訓練（シミュレーション）は、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年 1 回以上）に開催してください。</p> <p>なお、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いません。実地で実施するものを適切に組み合わせ適切に行ってください。</p>	はい いいえ	<p>計画基準解釈 通知第二の 2 の 地域基準解釈 通知第二の 2 の(23) 障害児基準解 釈通知第二の 2 の</p>	
	<p>事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業初頭における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン <p>業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。</p> <p>また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定し、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも差し支えありません。</p> <p>ア 感染症にかかる業務継続計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等） 初動対応 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、農耕接触者への対応、関係者との情報共有） <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 平常時の対応（建物・整備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 他施設及び地域との連携 	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
32 設備及び 備品	<p>事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、双方の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。</p>	はい いいえ	計画基準 第 21 条 地域基準 第 29、45 条 障害児基準 第 21 条 計画基準解釈 通知第二の 2 の 地域基準解釈 通知第二の 2 の(24) 障害児基準解 釈通知第二の 2 の	
	<p>事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。</p> <p>専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
	<p>利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。</p> <p>相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造にしてください。</p>	はい いいえ		
33 衛生管理	<p>事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p>常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。</p>	はい いいえ	計画基準 第 22 条 地域基準第 30、45 条 障害児基準 第 22 条 労働安全衛生 法第 66 条	
	<p>事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p>従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じてください。 手洗所等の従業員共用のタオルは、感染源となり感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。</p>	はい いいえ		
	<p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>イ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>ウ 従業員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。</p> <p>感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めてください。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。(平常時の対策としては、衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。) 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。 事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。 3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。</p>	はい いいえ		
34 掲示	<p>事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制(職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、相談支援専門員の氏名の掲示は求めない。)その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>また、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。</p> <p>事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所です。従業員等の勤務体制は、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、相談支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>計画 障害児 体制整備加算を算定する場合は、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて掲示してください。</p>	はい いいえ	計画基準 第 23 条 地域基準 第 31、45 条 障害児基準 第 23 条 計画基準解釈 通知 第二の 2 の 地域基準解釈 通知 第二の 2 の(26) 障害児基準 解釈通知	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>の重要事項の公表に努めていますか。</p> <p>計画 障害児 ホームページによる掲載等、適宜工夫してください。 体制整備加算に関する事項については、掲示だけでなく公表もしてください。</p>	はい いいえ	第二の2の	
35 秘密保持	<p>従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等を徴するなど措置を講じてください。</p>	はい いいえ	計画基準 第24条 地域基準 第32、45条 障害児基準 第24条 計画基準解釈 通知 第二の2の(21) 地域基準解釈 通知 第二の2の(27) 障害児基準 解釈通知 第二の2の(21)	
	<p>従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。</p>	はい いいえ		
	<p>サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書(個人情報提供同意書)により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。</p> <p>サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得おくことで足りず、個人情報保護方針等の説明に止まらず、書面で同意を得てください。</p>	はい いいえ		
	<p>「個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)」及び「個人情報の保護に関する法律のガイドライン(平成31年1月一部改正個人情報保護委員会)」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p>	はい いいえ		
36 広告 計画 障害児	<p>事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。</p>	はい いいえ	基準第25条	
37 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止 計画 障害児	<p>事業者及び管理者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはいませんか。</p> <p>例えば、事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。</p>	はい いいえ	基準第26条 基準解釈通知 第二の2の(22)	
	<p>相談支援専門員は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはいませんか。</p> <p>例えば、相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。</p>	はい いいえ		
	<p>事業者及びその従業者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはいませんか。</p>	はい いいえ		
38 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止 地域移行 地域定着	<p>事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。</p>	はい いいえ	地域基準 第34、45条	
	<p>事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはいませんか。</p>	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等												
39 苦情解決	<p>提供したサービス又は計画に位置付けた福祉サ - ビス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。苦情受付体制を記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情受付担当者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三者委員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>必要な措置とは、具体的には次のとおりです。 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情処理のために講ずる措置の概要について明らかにする。 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書)に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。</p>		職名	氏名	苦情受付担当者			苦情解決責任者			第三者委員			はい いいえ	計画基準 第 27 条 地域基準 第 35、45 条 障害児基準 第 27 条 計画基準解釈 通知第二の 3 の(23) 地域基準解釈 通知第二の 2 の(29) 障害児基準解 釈通知第二の 2 の(23)	
		職名	氏名													
	苦情受付担当者															
苦情解決責任者																
第三者委員																
<p>苦情について、受付日、内容等を記録していますか。</p> <p>対応策、対応結果等を記載できる様式を定める必要があります。 当該記録は、5 年間保存してください。 苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚生省通知・平成 29 年 3 月 7 日最終改正)を参考にしてください。</p>	はい いいえ															
<p>市町村等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。</p> <p>提供したサービスに関し、法第 10、第 1 項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査(実地指導等)に応じていますか。また、利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。</p> <p>提供したサービスに関し、法第 11、条第 2 項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問(実地指導等)に応じていますか。</p> <p>提供したサービスに関し、法第 48、第 1 項の規定により市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。</p> <p>利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。</p> <p>市町村長等から求めがあった場合に、 から の改善内容を報告していますか。</p> <p>運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんのできる限り協力していますか。</p>	はい いいえ															
40 事故発生 時の対応	<p>事業者は、サービス提供に際し事故が発生した場合は、市町村に報告し、利用者(当事者)の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいとされています。なお、事業所の近隣に AED が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することも差し支えありません。</p>	はい いいえ	計画基準 第 28 条 地域基準 第 36、45 条 障害児基準 第 28 条 計画基準解釈 通知 第二の 2 の(24) 地域基準解釈 通知 第二の 2 の(30) 障害児基準 解釈通知 第二の 2 の(24)													
	<p>の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。</p> <p>記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p>	はい いいえ														
	<p>利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。</p>	はい いいえ														

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じていますか。</p> <p><参考> 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)</p>	はい いいえ		
41 虐待の防止	<p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>ア 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置)を決めてください。また、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者を加えることが望ましいです。 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催してください。 虐待防止のための研修に当たっては、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを定期的実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず実施することが重要です。 研修の実施内容について記録してください。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加したもので差し支えありません。 虐待防止のための担当者は、相談支援専門員を配置してください。</p>	はい いいえ	<p>計画基準 第28条の2 地域基準 第36条の2、45条 障害児基準 第28条の2</p> <p>計画基準解釈 通知 第二の2の(25) 地域基準解釈 通知 第二の2の(31) 障害児基準 解釈通知 第二の2の(25)</p>	
42 会計の区分	<p>事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p>	はい いいえ	<p>計画基準 第29条 地域基準 第37、45条 障害児基準 第29条</p>	
43 記録の整備	<p>事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>計画 障害児</p> <p>ア 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 アセスメントの記録 サービス担当者会議等の記録 モニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>地域移行 地域定着</p> <p>ア 提供した地域移行(定着)支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>イ サービス等利用計画</p> <p>ウ 市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	はい いいえ はい いいえ	<p>計画基準 第30条 地域基準 第38、45条 障害児基準 第30条</p>	
44 連絡調整に対する協力 地域移行 地域定着	<p>サービスの利用について市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">市町村又は特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力してください。</p>	はい いいえ	<p>地域基準 第8、45条 地域基準解釈 通知 第二の2の</p>	
45 心身の状況等の把握 地域移行 地域定着	<p>サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p>	はい いいえ	<p>地域基準 第12、45条</p>	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
46 障害福祉サービス事業者等との連携 地域移行 地域定着	サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ	地域基準 第 13、45 条	
	サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい いいえ		
47 サービス提供の記録 地域移行 地域定着	サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該サービスの提供の都度、記録していますか。	はい いいえ	地域基準 第 15、45 条 地域基準 第 15、45 条	
	の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。	はい いいえ		
48 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲 地域移行 地域定着	事業者が利用者に対して金銭の支払いを求める場合、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。	はい いいえ	地域基準 第 16 条、45 条 地域基準解釈 通知第二の 2 の	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。 次の要件を満たす場合、利用者に金銭の支払いを求めることは差し支えありません。 サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 </div>			
	により金銭の支払を求める際は、金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得ていますか。	はい いいえ		
49 地域移行支援計画の作成 地域移行	事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成していますか。	はい いいえ	地域基準 第 20 条	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載してください。なお、地域移行支援計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 </div>			
	地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしていますか。	はい いいえ		
	アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。	はい いいえ		
	アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	はい いいえ		
	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成していますか。	はい いいえ		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域移行支援事業以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めてください。 </div>			
	計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めていますか。	はい いいえ		
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 計画作成会議とは、地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者等を招集して行う会議をいいます。 </div>			
地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい いいえ			
地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付していますか。	はい いいえ			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 交付した地域移行支援計画は、5年間保存してください。 </div>				

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っていますか。</p> <p>地域移行支援計画の変更について、 から までを準用してください。</p>	<p>はい いいえ</p>		
50 地域における生活に移行するための活動に関する支援 地域移行	<p>利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の確かな把握に努めていますか。</p> <p>利用者に対して の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行っていますか。</p> <p>利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいいます。</p> <p>サービスの提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、各担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めていますか。</p>	<p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p>	<p>地域基準 第21条</p> <p>地域基準解釈 通知第二の2の の</p>	
51 障害福祉サービスの体験的な利用支援 地域移行	<p>障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。</p> <p>障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、原則として、同行による支援を行ってください。また、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター及び委託先の障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ってください。</p>	<p>はい いいえ</p>	<p>地域基準 第22条</p> <p>地域基準解釈 通知第二の2の</p>	
52 体験的な宿泊支援 地域移行	<p>体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。 ア 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。 イ 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施してください。体験的な宿泊支援の提供に当たっては、原則として、利用者同行又は宿泊場所への訪問による支援を行ってください。</p> <p>体験的な宿泊支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。</p> <p>地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができます。</p>	<p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p>	<p>地域基準 第23条</p> <p>地域基準解釈 通知第二の2の の ~</p>	
53 関係機関との連絡調整 地域移行	<p>サービスを提供するに当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っていますか。</p> <p>住居の確保や行政機関の手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行ってください。</p>	<p>はい いいえ</p>	<p>地域基準 第24条</p> <p>地域基準解釈 通知第二の2の</p>	
54 情報の提供 地域移行 地域定着	<p>利用希望者が、サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。</p> <p>事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。</p> <p>障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成30年4月より義務化されました。報告の期限は、報告年度の7月末日です。(4月1日以降、新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から1か月以内)報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。</p>	<p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p>	<p>地域基準 第33、45条</p> <p>法第76条の3</p>	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
55 地域定着 支援台帳の 作成 地域定着	利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成していますか。	はい いいえ	地域基準 第 42 条	
	地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っていますか。	はい いいえ		
	アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。	はい いいえ		
	アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	はい いいえ		
	地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っていますか。	はい いいえ		
地域定着支援台帳の変更について、 から(4)までを準用してください。				
56 常時の連絡 体制の確保 地域定着	利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していますか。	はい いいえ	地域基準 第 43 条 地域基準解釈 通知 第三の 2 の	
	「常時の連絡体制の確保」は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能です。			
	適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握していますか。	はい いいえ		
利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握してください。				
57 緊急の事態 における 支援 地域定着	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていますか。	はい いいえ	地域基準 第 44 条 地域基準解釈 通知 第三の 2 の の 、	
	の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じていますか。	はい いいえ		
	一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行ってください。			
	一時的な滞在による支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。 利用者が一時的な滞在进行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。 衛生的に管理されている場所であること。	はい いいえ		
一時的な滞在による支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。	はい いいえ			
地域定着支援事業者が事業所の宿直室等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用できます。				

第 5 その他

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等												
58 変更の届出	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に市長(障害福祉課)に届け出ていますか。</p> <p>-----</p> <p>集団指導資料および松本市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧」の項目に掲載している事項に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。 計画相談支援費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月 15 日までに届出が必要です。 事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の 1 月前までに届け出てください。</p>	はい いいえ	<p>法第 51 条の 25 第 1 項 児福法第 24 条の 32 第 1 項</p> <p>平 18 障発第 1031001 号厚労省部長通知</p>													
59 業務管理体制の整備	<p>事業所を設置する事業者ごとに業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p><記入してください> 届出年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>法令遵守責任者職名・氏名: _____</p> <p>届出先: (松本市 ・ 長野県 ・ 厚労省 ・ 其他(_____))</p> <p><事業所等の数によって届出の内容が異なります。></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業所等の数</th> <th>20 未満</th> <th>20 ~ 99</th> <th>100 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務管理体制の内容</td> <td>法令遵守責任者の選任</td> <td>法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備</td> <td>法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 業務執行状況監査の定期的実施</td> </tr> <tr> <td>届出事項</td> <td>法令遵守責任者氏名等</td> <td>法令遵守責任者氏名等 法令遵守規程の概要</td> <td>法令遵守責任者氏名等 法令遵守規程の概要 業務執行状況監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table>	事業所等の数	20 未満	20 ~ 99	100 以上	業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 業務執行状況監査の定期的実施	届出事項	法令遵守責任者氏名等	法令遵守責任者氏名等 法令遵守規程の概要	法令遵守責任者氏名等 法令遵守規程の概要 業務執行状況監査の方法の概要	はい いいえ	<p>法第 51 条の 31 児福法第 24 の 38</p> <p>施行規則第 34 条の 61、62</p> <p>児福施行規則第 25 条の 26 の 8、9</p>	
事業所等の数	20 未満	20 ~ 99	100 以上													
業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 業務執行状況監査の定期的実施													
届出事項	法令遵守責任者氏名等	法令遵守責任者氏名等 法令遵守規程の概要	法令遵守責任者氏名等 法令遵守規程の概要 業務執行状況監査の方法の概要													

第 6 計画相談支援給付費の算定及び取扱い

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
60 基本的 事項 計画	費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示 125 号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	はい いいえ	計画報酬告示 第 1 号	
	費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示 539 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい いいえ		
	、の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい いいえ	計画報酬告示 第 2 号	
61 サービス 利用支援 費 計画	<p>利用者に対して、サービス利用支援(サービス等利用計画の作成等)を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により 1 月につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>機能強化型サービス利用支援費() 機能強化型サービス利用支援費() 機能強化型サービス利用支援費() 機能強化型サービス利用支援費()</p> <p>サービス利用支援費() 指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数⁽¹⁾を当該事業所の相談支援専門員の員数⁽²⁾で除して得た数(以下項目 51 までにおいて「取扱件数」という)の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 (1)当該事業所における計画相談支援対象障害者等の数は、1 月の当該事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値とします。以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」といいます。 (2)当該事業所の相談支援専門員の員数は前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とします。(以下項目 51 までにおいて「相談支援専門員の平均員数」といいます)</p> <p>サービス利用支援費() 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p>	はい いいえ	<p>計画報酬告示 別表の 1 の注 1</p> <p>平 27 厚労告 180・一</p> <p>報酬留意事項 通知第 4 の 1 ~</p>	
<p>取扱件数の取扱いについて 算定した取扱件数が 40 件以上の場合、40 件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費()又は継続サービス利用支援費()を適用する件数となります。 サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて サービス利用支援費()又は()及び継続サービス利用支援費()又は()の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40 件目(相談支援専門員の平均員数が 1 を超える場合)にあつては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)以降の件数分について、サービス利用支援費()又は継続サービス利用支援費()を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費()又は継続サービス利用支援費()を割り当てます。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当ててください。</p>				

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等																																																																																																																																						
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定特定相談支援事業所は、利用者の数を相談支援専門員で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について機能強化型サービス利用支援費()から()のいずれかを算定していますか。</p> <p>次のア又はイの事業所は、次に掲げる基準に該当すること。</p> <p>ア 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所</p> <p>イ アに規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">次項 付則</th> <th colspan="2">機能強化型サービス 利用支援費()</th> <th colspan="2">機能強化型サービス 利用支援費()</th> <th colspan="2">機能強化型サービス 利用支援費()</th> <th colspan="2">機能強化型サービス 利用支援費()</th> </tr> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければなりません。 また、当該報酬は、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取り組みをすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件は、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととします。 a 共同体性を確保する事業所間において、協定を締結していること b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上協働して実施していること </p>	次項 付則	機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	1									2									3									4									5									6									7									8									9									10									11									12									13									はい いいえ		
次項 付則	機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()																																																																																																																																			
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ																																																																																																																																		
1																																																																																																																																										
2																																																																																																																																										
3																																																																																																																																										
4																																																																																																																																										
5																																																																																																																																										
6																																																																																																																																										
7																																																																																																																																										
8																																																																																																																																										
9																																																																																																																																										
10																																																																																																																																										
11																																																																																																																																										
12																																																																																																																																										
13																																																																																																																																										
	-1	利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的(週1回以上)に開催していますか。	はい いいえ		<p style="font-size: small; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 議事については、記録を作成し、5年間保存してください。 </p>																																																																																																																																					
	-2	24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。	はい いいえ		<p style="font-size: small; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能です。 </p>																																																																																																																																					
	-3	指定特定相談支援事業所の新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。	はい いいえ		<p style="font-size: small; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 現任相談支援専門員が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うものとします。 一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行ってください。 </p>																																																																																																																																					
	-4	基幹相談センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していますか。	はい いいえ		<p style="font-size: small; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連絡を図らなければなりません。 </p>																																																																																																																																					
	-5	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していますか。	はい いいえ																																																																																																																																							

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
-6	<p>運営規定において地域生活支援拠点等として市町村により位置づけられていることを定めていますか。</p> <p>一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限ります。</p>	はい いいえ		
-7	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>ただし、3名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
-8	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していますか。</p>	はい いいえ		
-9	<p>それぞれ取扱件数が40未満となっていますか。</p> <p>取扱件数は、1月の利用者の数の前6月の平均値を、事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値で除して得た数とします。なお、事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含みます。</p>	はい いいえ		
10	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>ただし、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
11	<p>それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
12	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
13	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。</p> <p>サービス等利用計画の作成に当たったのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等(計画基準第15条第2項第6号)</p> <p>サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項第9号及び第12号)</p> <p>サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付(同項第10号及び第13号)</p> <p>サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第11号)</p>	はい いいえ		
	<p>障害児相談支援対象保護者に対してサービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。</p> <p>障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります。</p>	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
62 継続 サービス 利用 支援費 計画	<p>利用者に対して、サービス利用支援(サービス等利用計画の作成等)を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>機能強化型継続サービス利用支援費() 機能強化型継続サービス利用支援費() 機能強化型継続サービス利用支援費() 機能強化型継続サービス利用支援費()</p> <p>継続サービス利用支援費()</p> <p>指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数¹⁾を当該事業所の相談支援専門員の員数²⁾で除して得た数(以下項目51までにおいて「取扱件数」という)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>(1)当該事業所における計画相談支援対象障害者等の数は、1月の当該事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値とします。以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」といいます。</p> <p>(2)当該事業所の相談支援専門員の員数は前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とします。(以下項目51までにおいて「相談支援専門員の平均員数」といいます)</p> <p>継続サービス利用支援費()</p> <p>取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>取扱件数の取扱いについて</p> <p>算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費()又は継続サービス利用支援費()を適用する件数となります。</p> <p>サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p> <p>サービス利用支援費()又は()及び継続サービス利用支援費()又は()の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目(相談支援専門員の平均員数が1を超える場合)にあつては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)以降の件数分について、サービス利用支援費()又は継続サービス利用支援費()を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費()又は継続サービス利用支援費()を割り当てます。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当ててください。</p> <p>継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて</p> <p>対象者が不在であるなどにより当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であつて、市がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用費を算定できます。</p> </div>	はい いいえ	計画報酬告示 別表の1の注1 平 27 厚労告 180・一 報酬留意事項 通知第4の 1 ~	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等																																																																																																																																						
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定特定相談支援事業所は、利用者の数を相談支援専門員で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について機能強化型サービス利用支援費()から()のいずれかを算定していますか。</p> <p>次のア又はイの事業所は、次に掲げる基準に該当すること。</p> <p>ア 他の指定特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所</p> <p>イ アに規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">次項 付則</th> <th colspan="2">機能強化型サービス 利用支援費()</th> <th colspan="2">機能強化型サービス 利用支援費()</th> <th colspan="2">機能強化型サービス 利用支援費()</th> <th colspan="2">機能強化型サービス 利用支援費()</th> </tr> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければなりません。 また、当該報酬は、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取り組みをすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件は、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととします。 a 共同体性を確保する事業所間において、協定を締結していること b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上協働して実施していること。</p>	次項 付則	機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	1									2									3									4									5									6									7									8									9									10									11									12									13									はい いいえ		
次項 付則	機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()		機能強化型サービス 利用支援費()																																																																																																																																			
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ																																																																																																																																		
1																																																																																																																																										
2																																																																																																																																										
3																																																																																																																																										
4																																																																																																																																										
5																																																																																																																																										
6																																																																																																																																										
7																																																																																																																																										
8																																																																																																																																										
9																																																																																																																																										
10																																																																																																																																										
11																																																																																																																																										
12																																																																																																																																										
13																																																																																																																																										
	-1 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的(週1回以上)に開催していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								
	議事については、記録を作成し、5年間保存してください。																																																																																																																																									
	-2 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								
	常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能です。																																																																																																																																									
	-3 指定特定相談支援事業所の新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								
	現任相談支援専門員が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うものとします。 一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行ってください。																																																																																																																																									
	-4 基幹相談センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								
	自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連絡を図らなければなりません。																																																																																																																																									
	-5 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
-6	<p>運営規定において地域生活支援拠点等として市町村により位置づけられていることを定めていますか。</p> <p>一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限ります。</p>	はい いいえ		
-7	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>ただし、3名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
-8	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していますか。</p>	はい いいえ		
-9	<p>それぞれ取扱件数が40未満となっていますか。</p> <p>取扱件数は、1月の利用者の数の前6月の平均値を、事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値で除して得た数とします。なお、事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含みます。</p>	はい いいえ		
10	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>ただし、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
11	<p>それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
12	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p>	はい いいえ		
13	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。</p> <p>次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。</p> <p>サービス等利用計画の作成に当たったのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等(計画基準第15条第2項第6号)</p> <p>サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項第9号及び第12号)</p> <p>サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付(同項第10号及び第13号)</p> <p>サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第11号)</p>	はい いいえ		
	<p>障害児相談支援対象保護者に対してサービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。</p> <p>障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります。</p>	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定していませんか。</p> <p>計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとします。 障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとします。</p>	はい いいえ		
63 居宅介護 支援費及び 介護予防 支援費 重複減算 計画	<p>居宅介護支援費重複減算() 相談支援専門員が、介護保険法(平成9年法律第123号)第7、第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46、第1項に規定する居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。</p>	はい いいえ 該当なし	計画報酬告示 別表の 1の注6 報酬留意事項 通知第4の1	
	<p>居宅介護支援費重複減算() 相談支援専門員が、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。</p>	はい いいえ 該当なし	計画報酬告示 別表の 1の注7 報酬留意事項 通知第4の1	
	<p>介護予防支援費重複減算 相談支援専門員が、介護保険法第7、条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58、第1項に規定する介護予防支援と一体的に継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費()を算定した場合に、1月につき16単位を所定単位数から減算していますか。</p>	はい いいえ 該当なし	計画報酬告示 別表の 1の注8 報酬留意事項 通知第4の1	
64 特別地域 加算 計画	<p>特別地域加算を算定していますか。</p>	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の1の注9	
	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービスを行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>対象者は受給者証にその旨が記載されます。 特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。</p>	はい いいえ		
65 利用者 負担上限 額管理 加算 計画	<p>利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p>	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の2の注	
66 初回加算 計画	<p>新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対して、サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準()に適合する場合は1月につき所定単位数を加算していますか。 ()厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 新規にサービス等利用計画を作成する場合 イ 利用者が障害福祉サービス等を利用する月の前6か月において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合</p>	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の3の注 平27厚労告 180・二 報酬留意事項 通知第4の4	
	<p>指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に300単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算していますか。</p> <p>初回加算の算定月から、全6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算できない。</p>	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
67 主任 相談支援 専門員 配置加算 計画	専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町村長に届け出た事業所において、当該主任相談支援専門員が、事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の4の注 報酬留意事項 通知第4の5 平3厚労告115	
	「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 当該指定相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加 研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。			
68 入院時 情報連携 加算 計画	入院時情報連携加算を算定していますか。	はい いいえ 該当なし	計画告示 別表の5の注 平27厚労告 180第3号 報酬留意事項 通知第4の6	
	<input type="checkbox"/> 加算() 200単位	-1 利用者が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同、条第2項に規定する診療所(以下この点検表において「病院等」という。)に入院するに当たり、病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員との面談により、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。	はい いいえ	
		-2 情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録を作成し、5年間保存していますか。	はい いいえ	
	<input type="checkbox"/> 加算() 100単位	-1 利用者が病院等に入院するに当たり、()以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。	はい いいえ	
		-2 情報提供を行った日時、内容、提供手段等について記録を作成し、5年間保存していますか。	はい いいえ	
	加算() () いずれかのみ算定できます。 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況(例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無その具体的状況及びサービスの利用状況をいいます。			
69 退院・退所 加算 計画	退院・退所加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の6の注 報酬留意事項 通知第4の7	
	下記に掲げる者()が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として200単位を加算していますか(項目56初回加算を算定する場合を除く)。	はい いいえ		
	() ・障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法第7第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法第38、条第2項に規定する救護施設もしくは同、3項に規定する更生施設に入所していた利用者 ・病院等に入院していた利用者 ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第2、7項に規定する更生保護施設に収容されていた利用者又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第62、3項もしくは第85、3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62、条第2項の救護もしくは同法第85、第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた利用者 病院もしくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしてきた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものです。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。 利用者に関する必要な情報とは、項目58入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回を限度に加算を算定できるものです。 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合には、提供しなければなりません。ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
70 居宅介護 支援事業 所等連携 加算 計画	居宅介護支援事業所等連携加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の7の注 報酬留意事項 通知第4の8	
	<p>利用者が居宅介護支援又は介護予防支援の利用を開始するに当たり、当該居宅介護支援等を提供する居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所⁽¹⁾に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供し、当該居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか⁽²⁾。</p> <p>(1) 当該利用者が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除きます。</p> <p>(2) 当該居宅介護支援等の利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該居宅介護支援事業所等における居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除きます。</p>	はい いいえ		
<p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合において、当該利用者を担当している相談支援専門員が、介護保険法に規定する居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に出向く等により、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員による居宅サービス計画等の作成に協力を行った場合に加算するものです。</p> <p>「作成に協力を行った場合」とは、具体的には、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員に対して説明を行った場合等をいいます。</p> <p>算定に当たっての留意事項 当該加算を算定した利用者に係る居宅サービス計画等の作成を行った居宅介護支援事業所等において、6月以内に再度同一の利用者に関して当該加算を算定することはできないことに留意してください。また、当該加算は、利用者が居宅介護支援又は介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できるものです。</p> <p>情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合には、提供しなければなりません。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。</p>				
71 医療・ 保育・教育 機関等 連携加算 計画 (プランの請 求とセット)	医療・保育・教育機関等連携加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の8の注 報酬留意事項 通知第4の9	
	指定基準第2、3項に規定する福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。	はい いいえ		
	退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存していますか。	はい いいえ		
	作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。			
利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めていますか。	はい いいえ	利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるためです。		
連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めていますか。	はい いいえ	算定に当たっての留意事項 当該加算は、項目54初回加算を算定する場合又は項目57退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから、情報の提供を受けている場合は算定することができないものです。		
72 集中支援 加算	<p>次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算していますか。</p> <p>ア 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>イ サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>ウ 福祉サービス等を提供する機関等(以下このにおいて「関係機関」という。)の求めに応じ、関係機関が開催する会議に参加し、利用者の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算()又は退院・退所加算を算定する月を除く。)</p>	はい いいえ	計画報酬告示 別表の9の注 報酬留意事項 通知第4の10	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>アの「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。</p> <p>イの「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</p> <p>ウの「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。</p> <p>福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</p> <p>指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p>			
73 サービス 担当者 会議実施 加算 計画 (モニタリング の請求とセッ ト)	<p>サービス担当者会議実施加算を算定していますか。</p> <p>継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。</p> <p>継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置つけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。</p> <p>算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。</p>	<p>算定あり 算定なし</p> <p>はい いいえ</p>	<p>計画報酬告示 別表の10の注</p> <p>報酬留意事項 通知第4の11</p>	
74 サービス 提供時モニ タリング加算 計画 (単独で算 定可能)	<p>サービス提供時モニタリング加算を算定していますか。</p> <p>事業所がサービス等利用計画を作成した利用者が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を当該事業所が訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。</p> <p>継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。</p> <p>サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録して5年間保存していますか。</p> <p>ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の利用者の状況 ウ その他必要な事項</p> <p>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は、39件を限度とし、39を超える数については算定しません。 当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。</p>	<p>算定あり 算定なし</p> <p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p>	<p>計画報酬告示 別表の11の注</p> <p>報酬留意事項 通知第4の12</p>	
75 行動障害 支援体制 加算 計画	<p>条件に適合しているものとして市に届け出を出し、1月につき35単位を加算していますか。</p> <p>相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していますか。</p> <p>上記の研修修了者を配置している旨を公表していますか。</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>	<p>算定あり 算定なし</p> <p>はい いいえ</p> <p>はい いいえ</p>	<p>計画報酬告示 別表の12の注</p> <p>平27厚労告 180第4号</p> <p>報酬留意事項 通知第4の13</p>	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
76 要医療 児者支援 体制加算 計画	条件に適合しているものとして市に届け出を出し、1月につき35単位を加算していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の13の注 平 27 厚労告 180 第 5 号 報酬留意事項 通知第 4 の 14	
	相談支援専門員のうち法第 78、条第 2 項に規定する地域生活支援事業として行われる研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していますか。	はい いいえ		
	「地域生活支援事業として行われる研修」は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。			
	上記 の研修修了者を配置している旨を公表していますか。	はい いいえ		
	当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 15 に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。			
77 精神 障害者 支援体制 加算 計画	条件に適合しているものとして市に届け出を出し、1月につき35単位を加算していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の14の注 平 27 厚労告 180 第 6 号 報酬留意事項 通知 第 4 の 15	
	相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していますか。	はい いいえ		
	上記 の研修修了者を配置している旨を公表していますか。	はい いいえ		
	当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等を営む精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業もしくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 26 に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。			
78 ピアサポート 体制加算 計画	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の15の注 平 27 厚労告 180 第 7 号 報酬留意事項 通知第 4 の 16	
	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者(以降「障害者等」という)であって、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者と管理者、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。	はい いいえ		
	常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。			
	上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていますか。	はい いいえ		
	研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。	はい いいえ		
	令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。 ア 市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。 イ 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者の配置がない場合も算定できるものとする。			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
79 地域生活 支援拠点 等相談 強化加算 計画	<p>条件に適合しているものとして市に届け出を出し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として700単位を加算していますか。</p> <p>現に当該要支援者が短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成又は変更を含みます。当該特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を受けて、かつ、計画相談支援の事業と地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であつて、当該地域定着支援事業者が地域報酬告示別表の第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除きます。</p>	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の16の注 平 27 厚労告 180 第 8 号 報酬留意事項 通知第 4 の 17	
	<p>項目 29「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録し、5年間保存していますか。</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 他の指定特定相談支援事業所において計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合において、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画を作成した場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものです。 指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であり、かつ当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算は算定できません。</p>	はい いいえ		
80 地域体制 強化共同 支援加算 計画	<p>条件に適合しているものとして市に届け出を出し、相談支援専門員が、利用者の同意を得て、利用者に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として2,000単位を加算していますか。</p>	算定あり 算定なし	計画報酬告示 別表の17の注 平 27 厚労告 180 第 7 号 報酬留意事項 通知第 4 の 18	
	<p>項目 20「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。</p>	はい いいえ		
	<p>当該加算の対象となる会議を行った場合は、会議開催の目的、出席者、会議の具体的な内容等を記録し、5年間保存していますか。</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制作りの機能として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 当該加算は、支援が困難な利用者に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定するものです。 当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものです。 協議会等への報告の内容については、別途定めるものとします。 <参考> 「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」(平成30年3月30日付障障発0330第3号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p>	はい いいえ		

第 7 地域相談支援給付費の算定及び取扱い

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
81 基本的 事項 地域移行 地域定着	費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示 124 号の別表「地域相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	はい いいえ	地域報酬告示 第 1 号	
	費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示 539 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい いいえ		
	、の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい いいえ	地域報酬告示 第 2 号	
82 地域移行 支援 サービス費 地域移行	地域移行支援サービス費() 別に厚生労働大臣が定める基準()に適合するものとして市に届け出た地域移行支援事業者が、利用者に対して地域移行支援(地域移行支援計画の作成等)を行った場合に算定していますか。 ()次に掲げるいずれにも適合すること。 事業所の従業者のうち、1 人以上が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。 事業所において地域移行支援を利用した利用者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において 3 人以上いること。 事業所が、精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。	はい いいえ	地域報酬告示 別表第 1 の 1 の注 1、注 1 の 2 平 30 厚労告 114 報酬留意事項 通知 第 3 の 1	
	地域移行支援サービス費()については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものです。具体的な要件は以下のとおりです。 ア 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別添 2 の 3 のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を 1 人以上配置していること。 イ 当該事業所において、地域移行支援を利用した利用者のうち、前年度に指定基準第 1、第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する施設(障害者支援施設等、救護施設等、刑事施設等)(以下「対象施設」という)を退院、退所等し、地域生活に移行した者が 3 人以上であること。 ウ 対象施設と緊密な連携を図り、利用者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月 1 回以上行っていること。			
	地域移行支援サービス費() 厚生労働大臣が定める基準適合しているものとして市に届け出た指定地域移行支援事業所のうち、に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付費決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が 1 人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定していますか。	はい いいえ		
	地域移行支援サービス費() 以外の事業者が、利用者に対して、地域移行支援を行った場合は、1 月につき算定していますか。 地域移行支援サービス費()については、に規定する要件を満たさない地域移行支援事業所において、地域移行支援を行った場合に算定します。	はい いいえ		
次のいずれかに該当する場合に、地域移行支援サービス費を算定していませんか。 地域移行支援計画の作成等(地域基準)の基準を満たさない場合 利用者との対面による支援を 1 月に 2 日以上行わない場合	はい いいえ			
83 特別地域 加算 地域移行	特別地域加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第 1 の 1 の注 3 報酬留意事項 通知第 3 の 1	
	別に厚生労働大臣が定める地域の障害者支援施設等に入所等している利用者に対して、地域移行支援を行った場合に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 対象者は受給者証にその旨が記載されます。 特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
84 ピアサポート 体制加算 地域移行	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 2の注 報酬留意事項 通知第3の1	
	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者(以降「障害者等」という)である地域移行支援従業者と管理者、地域移行支援従業者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。	はい いいえ		
	常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定障害児相談支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。			
	上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていますか。	はい いいえ		
研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。	はい いいえ			
	令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。 ア 市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。 イ 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した管理者、地域移行支援従業者の配置がない場合も算定できるものとする。			
85 初回加算 地域移行	地域移行支援の利用を開始した月について1月につき500単位を加算していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 1の3の注 報酬留意事項 通知第3の1	
	初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできません。 また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できます。 ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りではありません。			
86 集中支援 加算 地域移行	集中支援加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 2の注 報酬留意事項 通知第3の1	
	利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき500単位を加算していますか。	はい いいえ		
	退院・退所月加算を算定する月は、加算できません。			
87 退院・退所 月加算 地域移行	退院・退所月加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 3の注 報酬留意事項 通知第3の1	
	利用者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月にサービスを行った場合に、地域移行支援を行った場合は、1月につき2,700単位を加算していますか。	はい いいえ		
	退院・退所月加算を算定する利用者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算していますか。	はい いいえ		
	退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意してください。 翌月に退院、退所等をする日が属する月において、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにおいては、退院、退所等をする日が属する月の前月において算定できます。この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額は返還することになります。なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えありません。 退院・退所月加算については、次のいずれかに該当する場合には、算定できません。 退院又は退所して病院又は診療所へ入院する場合 退院又は退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 死亡による退院又は退所の場合 (3)については、利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合に限り算定できます。			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等			
88 障害福祉サービスの体験利用加算 地域移行	障害福祉サービスの体験利用加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 4の注 平 18 厚 労 告 551 第 9 号イ 報酬留意事項 通知第3の1				
	<input type="checkbox"/> 加算() - 1 障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(項目 78(3)に定める場合を除く。)に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 5 日以内の期間について、1 日につき 500 単位を加算していますか。	はい いいえ					
	<input type="checkbox"/> 加算() - 2 障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について、1 日につき 250 単位を加算していますか。	はい いいえ					
	項目 29「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市に届け出た地域移行支援事業所が、()又は()を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算していますか。	はい いいえ 該当なし					
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 体験利用加算は、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ算定できるものです。また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものです。 体験利用加算については、15 日を限度として算定できますが、地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できます。 </div>							
89 体験宿泊加算 地域移行	障害福祉サービスの体験利用加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 5の注 平 18 厚 労 告 551 第 9 号ロ 報酬留意事項 通知 第3の1				
	<input type="checkbox"/> 加算() - 1 利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供した場合に、15 日を限度として、1 日につき 300 単位を加算していますか。	はい いいえ					
	<input type="checkbox"/> 加算() - 2 利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、15 日を限度として、体験宿泊加算()として、1 日につき 700 単位を加算していますか。	はい いいえ					
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 体験宿泊加算は、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できます。 なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えありませんが、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除きます。 また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できますが、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行ってください。 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認してください。 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できます。 なお、体験宿泊加算()については、利用者が、体験宿泊場所において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えありません。 報酬留意事項通知第3の1(7) > 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能です。体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できます。 体験宿泊加算()については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できます。 なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えありません。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行ってください。 </div>						
	体験宿泊加算()及び()については、合計して 15 日を限度として算定していますか。	はい いいえ					
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 体験宿泊加算()及び()については、合計して 15 日を限度として算定していますか。 </div>						
項目 29「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市に届け出た地域移行支援事業所において、体験宿泊加算()又は体験宿泊加算()を算定する場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算していますか。	はい いいえ						
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして、都道府県知事に届け出た地域移行支援事業所の場合、()又は()に定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものです。 </div>							

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
90 居住支援 連携体制 加算 地域移行	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援法人等」という。)に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、事業所が居住支援法人等と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。</p> <p>「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。</p> <p>「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。</p> <p>情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段(面談、テレビ電話装置等の使用等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合には、提出しなければならない。</p> <p>当該加算を算定する場合は、居住支援法人等との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 6の注 報酬留意事項 通知第3の1	
91 地域居住 支援体制 強化推進 加算 地域移行	<p>従業者が、利用者の同意を得て、利用者に対して、居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、事業所において、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p>説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。</p> <p>当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法(協議会等への出席及び資料提供、文書等)等について記録するものとする。</p> <p>作成した記録は5年間保存するとともに、市から求めがあった場合には、提出しなければならない。</p>	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第1の 7の注 報酬留意事項 通知第3の1	
92 地域定着 支援 サービス費 地域定着	<p>地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、体制確保費として、1月につき305単位を算定していますか。</p> <p>次の基準のいずれかを満たさない場合には、地域定着支援サービス費を算定していませんか。</p> <p>地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等(地域基準第42、3項)</p> <p>適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握(地域基準第43、条第2項)</p>	算定あり 算定なし はい いいえ	地域報酬告示 別表第2の 注1 地域報酬告示 別表第2の 注3 報酬留意事項 通知第3の2	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
93 緊急時 支援費 地域定着	緊急時支援費を算定していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第2の 注2、注2の2、 注2の3 報酬留意事項 通知第3の2	
	□ 加算() - 1 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者への居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位を算定していますか。 また、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、更に50単位を加算するものとする。	はい いいえ		
	□ 加算() - 2 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者への居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位を算定していますか。	はい いいえ		
	緊急時支援()を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できません。			
	緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録していますか。	はい いいえ		
	利用者の障害の特性に起因して生じる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておいてください。			
94 特別地域 加算 地域定着	特別地域加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第2の 注4 報酬留意事項 通知第3の2	
	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、地域定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 対象者は受給者証にその旨が記載されます。 特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。	はい いいえ		
95 ピアサポート 体制加算 地域定着	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第2の 2の注 報酬留意事項 通知第3の1	
	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者(以降「障害者等」という)である地域定着支援従業者と管理者、地域定着支援従業者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。	はい いいえ		
	常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定障害児相談支援事業所、指定地域移行支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。			
	上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていますか。	はい いいえ		
	研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。	はい いいえ		
	令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。 ア 市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。 イ 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した管理者、地域定着支援従業者の配置がない場合も算定できるものとする。			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
96 日常生活 支援情報 提供加算 地域定着	精神科病院等に通院する利用者について、利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、従業者が、あらかじめ利用者の同意を得て、精神科病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものです。 「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。 情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。	はい いいえ	地域報酬告示 別表第2の 3の注 報酬留意事項 通知第3の2	
97 居住支援 連携体制 加算 地域定着	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援法人等」という。)に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 利用者の住居の確保及び居住の支援の充実に図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、事業所が居住支援法人等と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならぬものであること。 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況(例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段(面談、テレビ電話装置等の使用等)等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 当該加算を算定する場合は、居住支援法人等との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。	はい いいえ	地域報酬告示 別表第2の 4の注 報酬留意事項 通知第3の2	
98 地域居住 支援体制 強化推進 加算 地域定着	従業者が、利用者の同意を得て、利用者に対して、居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、事業所において、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 利用者の住居の確保及び居住の支援の充実に図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法(協議会等への出席及び資料提供、文書等)等について記録するものとする。 作成した記録は5年間保存するとともに、市から求めがあった場合については、提出しなければなりません。	算定あり 算定なし	地域報酬告示 別表第2の 5の注 報酬留意事項 通知第3の2	

第8 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
99 基本的 事項 障害児	費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	はい いいえ	障害児報酬 告示第1号	
	費用の額は、平成24年厚生労働省告示第128号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい いいえ		
	、の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい いいえ	障害児報酬 告示第2号	
100 障害児 支援利用 援助費 障害児	<p>障害児の保護者に対して、障害児支援利用援助(障害児支援利用計画の作成等)を行った場合は次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>機能強化型障害児支援利用援助費() 機能強化型障害児支援利用援助費() 機能強化型障害児支援利用援助費() 機能強化型障害児支援利用援助費()</p> <p>障害児支援利用援助費() 指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者等の数⁽¹⁾を当該事業所の相談支援専門員の員数⁽²⁾で除して得た数(以下項目90までにおいて「取扱件数」という)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>(1)当該事業所における計画相談支援対象障害者等の数は、1月の当該事業所全体の障害児相談支援対象保護者等の数の前6月の平均値とします。以下「障害児相談支援対象保護者等の平均数」といいます。 (2)当該事業所の相談支援専門員の員数は前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とします。(以下項目90までにおいて「相談支援専門員の平均員数」といいます)</p> <p>障害児支援利用援助費() 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p>	はい いいえ	障害児報酬 告示別表の1の注1 平27厚労告 180・一 報酬留意事項 通知第4の 1 ~	
<p>取扱件数の取扱いについて 算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費()又は継続サービス利用支援費()を適用する件数となります。</p> <p>障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて 利用障害児支援利用援助費()又は()及び継続障害児支援利用援助費()又は()の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目(相談支援専門員の平均員数が1を超える場合)にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)以降の件数分について、障害児支援利用援助費()又は継続障害児支援利用援助費()を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費()又は継続障害児支援利用援助費()を割り当てます。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当ててください。</p>				

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等																																																																																																																																						
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定障害児相談支援事業所は、障害児相談支援対象保護者の数を相談支援専門員で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について機能強化型サービス利用支援費()から()のいずれかを算定していますか。</p> <p>次のア又はイの事業所は、次に掲げる基準に該当すること。</p> <p>ア 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所</p> <p>イ アに規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">次 項 付 則</th> <th colspan="2">機能強化型障害児 支援利用援助費 ()</th> <th colspan="2">機能強化型障害児 支援利用援助費 ()</th> <th colspan="2">機能強化型障害児 支援利用援助費 ()</th> <th colspan="2">機能強化型障害児 支援利用援助費 ()</th> </tr> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; border: 1px dashed black; padding: 5px;">一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければなりません。 また、当該報酬は、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取り組みをすることし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件は、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととします。 a 共同体性を確保する事業所間において、協定を締結していること b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上協働して実施していること。</p>	次 項 付 則	機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	1									2									3									4									5									6									7									8									9									10									11									12									13									はい いいえ		
次 項 付 則	機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()																																																																																																																																			
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ																																																																																																																																		
1																																																																																																																																										
2																																																																																																																																										
3																																																																																																																																										
4																																																																																																																																										
5																																																																																																																																										
6																																																																																																																																										
7																																																																																																																																										
8																																																																																																																																										
9																																																																																																																																										
10																																																																																																																																										
11																																																																																																																																										
12																																																																																																																																										
13																																																																																																																																										
	-1 障害児に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的(週1回以上)に開催していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								
	議事については、記録を作成し、5年間保存してください。																																																																																																																																									
	-2 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								
	常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいふものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能です。																																																																																																																																									
	-3 指定障害児相談支援事業所の新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								
	現任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとします。 一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行ってください。																																																																																																																																									
	-4 基幹相談センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								
	自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連絡を図らなければなりません。																																																																																																																																									
	-5 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していますか。	はい いいえ																																																																																																																																								

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
-6	運営規定において地域生活支援拠点等として市町村により位置づけられていることを定めていますか。	はい いいえ		
	一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限り、ます。			
-7	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	ただし、3名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。			
-8	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していますか。	はい いいえ		
-9	それぞれ取扱件数が40未満となっていますか。	はい いいえ		
	取扱件数は、1月の障害児相談支援対象保護者の数の平均値を、事業所の相談支援専門員の員数の平均値で除して得た数とします。なお、事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含まれます。			
10	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	ただし、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。			
11	それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。			
12	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。			
13	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	次の基準の全てを満たした上で、障害児支援利用援助費を算定していますか。 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅等への訪問による障害児及びその家族への面接等(障害児基準第15条第2項第6号) 障害児支援利用計画書の障害児又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項第8号及び第11号) 障害児支援利用計画書及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付(同項第9号及び第12号) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第10号)	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>同一の月において、同一の障害児の保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。</p> <p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。なお、通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。</p>	はい いいえ		
<p>101 継続 障害児 支援利用 援助費 障害児</p>	<p>障害児の保護者に対して、障害児支援利用援助(障害児支援利用計画の作成等)を行った場合は次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>機能強化型継続障害児支援利用援助費() 機能強化型継続障害児支援利用援助費() 機能強化型継続障害児支援利用援助費() 機能強化型継続障害児支援利用援助費()</p> <p>継続障害児支援利用援助費() 指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者等の数⁽¹⁾を当該事業所の相談支援専門員の員数⁽²⁾で除して得た数(以下項目90までにおいて「取扱件数」という)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>(1)当該事業所における計画相談支援対象障害児等の数は、1月の当該事業所全体の障害児相談支援対象保護者等の数の前6月の平均値とします。以下「障害児相談支援対象保護者等の平均数」といいます。 (2)当該事業所の相談支援専門員の員数は前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とします。(以下項目90までにおいて「相談支援専門員の平均員数」といいます)</p> <p>継続障害児支援利用援助費() 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>取扱件数の取扱いについて 算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費()又は継続サービス利用支援費()を適用する件数となります。 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて 利用障害児支援利用援助費()又は()及び継続障害児支援利用援助費()又は()の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目(相談支援専門員の平均員数が1を超える場合)にあつては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)以降の件数分について、障害児支援利用援助費()又は継続障害児支援利用援助費()を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費()又は継続障害児支援利用援助費()を割り当てます。 なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当ててください。 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて 対象者が不在であるなどにより当該期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であつて、市がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できます。</p>	はい いいえ	<p>障害児報酬 告示別表の1の 注1</p> <p>平 27 厚労告 180・一</p> <p>報酬留意事項 通知第4の 1 ~</p>	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等																																																																																																																																						
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定障害児相談支援事業所は、障害児相談支援対象保護者の数を相談支援専門員で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について機能強化型サービス利用支援費()から()のいずれかを算定していますか。</p> <p>次のア又はイの事業所は、次に掲げる基準に該当すること。</p> <p>ア 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所</p> <p>イ アに規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所</p> <table border="1" data-bbox="354 430 976 967"> <thead> <tr> <th rowspan="2">次項 付則</th> <th colspan="2">機能強化型障害児 支援利用援助費 ()</th> <th colspan="2">機能強化型障害児 支援利用援助費 ()</th> <th colspan="2">機能強化型障害児 支援利用援助費 ()</th> <th colspan="2">機能強化型障害児 支援利用援助費 ()</th> </tr> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければなりません。</p> <p>また、当該報酬は、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取り組みをすることし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件は、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととします。</p> <p>a 共同体性を確保する事業所間において、協定を締結していること</p> <p>b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること</p> <p>c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上協働して実施していること。</p>	次項 付則	機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	1									2									3									4									5									6									7									8									9									10									11									12									13									はい いいえ		
次項 付則	機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()		機能強化型障害児 支援利用援助費 ()																																																																																																																																			
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ																																																																																																																																		
1																																																																																																																																										
2																																																																																																																																										
3																																																																																																																																										
4																																																																																																																																										
5																																																																																																																																										
6																																																																																																																																										
7																																																																																																																																										
8																																																																																																																																										
9																																																																																																																																										
10																																																																																																																																										
11																																																																																																																																										
12																																																																																																																																										
13																																																																																																																																										
	<p>-1 障害児に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的(週1回以上)に開催していますか。</p> <p>議事については、記録を作成し、5年間保存してください。</p>	はい いいえ																																																																																																																																								
	<p>-2 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していますか。</p> <p>常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいふものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能です。</p>	はい いいえ																																																																																																																																								
	<p>-3 指定障害児相談支援事業所の新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。</p> <p>現任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとします。</p> <p>一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行ってください。</p>	はい いいえ																																																																																																																																								
	<p>-4 基幹相談センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していますか。</p> <p>自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連絡を図らなければなりません。</p>	はい いいえ																																																																																																																																								
	<p>-5 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していますか。</p>	はい いいえ																																																																																																																																								

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
-6	運営規定において地域生活支援拠点等として市町村により位置づけられていることを定めていますか。	はい いいえ		
	一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限ります。			
-7	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	ただし、3名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。			
-8	専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していますか。	はい いいえ		
-9	それぞれ取扱件数が40未満となっていますか。	はい いいえ		
	取扱件数は、1月の障害児相談支援対象保護者の数の平均値を、事業所の相談支援専門員の員数の平均値で除して得た数とします。なお、事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含まれます。			
10	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	ただし、2名(相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定障害児支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。			
11	それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定障害児支援事業所の業務に支障がないと市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。			
12	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えありません。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。			
13	専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。	はい いいえ		
	次の基準のいずれかを満たさない場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等(障害児基準第15条第3項第2号) 障害児支援利用計画の変更についての前項目「障害児支援利用援助費」のの～までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号～第12号)	はい いいえ		

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
	<p>同一の月において、同一の障害児の保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。</p> <p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。なお、通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。</p>	はい いいえ		
102 特別地域 加算 障害児	<p>特別地域加算を算定していますか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児の保護者に対して、障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>対象者は受給者証にその旨が記載されます。 特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。</p>	算定あり 算定なし はい いいえ	障害児報酬告示 別表の1の 注5	
103 利用者 負担上限 額管理 加算 障害児	<p>利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき150単位を加算していますか。</p>	算定あり 算定なし	障害児報酬告示 別表の2の注	
104 初回加算 障害児	<p>新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準^()に適合する場合は1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>()厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者にたいして指定障害児支援利用援助を行った場合 イ 指定障害児支援利用援助を利用する月の前6か月において障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p> <p>指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以降に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に500単位に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算していますか。</p>	はい いいえ はい いいえ	障害児報酬告示別表の3の注 平27厚労告181・二 報酬留意事項 通知第4の4	
105 主任 相談支援 専門員 配置加算 障害児	<p>専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町村長に届け出た事業所において、当該主任相談支援専門員が、事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等サービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加 研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。</p>	算定あり 算定なし	障害児報酬告示別表の4の注 平成30厚労告116 報酬留意事項 通知第4の5	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等	
106 入院時情報 連携加算 障害児	入院時情報連携加算を算定していますか。	はい いいえ 該当なし	障害児報酬 告示別表の5の 注 報酬留意事項 通知第4の6		
	□ 加算() 200 単位	- 1 障害児通所支援を利用する障害児が、病院等に入院するに当たり、病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員との面談により、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。			はい いいえ
		- 2 情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録を作成し、5年間保存していますか。			はい いいえ
	□ 加算() 100 単位	- 1 害児通所支援を利用する障害児が病院等に入院するに当たり、()以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。			はい いいえ
		- 2 情報提供を行った日時、内容、提供手段等について記録を作成し、5年間保存していますか。			はい いいえ
	<p>加算() () いずれかのみ算定できます。 「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいいます。</p>				
107 退院・退所 加算 障害児	退院・退所加算を算定していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の6の 注 報酬留意事項 通知(児童) 第4の7		
	<p>下記に掲げる障害児()が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合(同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として200単位を加算していますか(項目83初回加算を算定する場合を除きます)。</p> <p>() ・児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)もしくは障害児支援施設に入所していた障害児 ・病院等に入院していた障害児 ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第2、7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児 ・法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第62、3項もしくは第85、3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62、条第2項の救護もしくは同法第85、第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた障害児</p> <p>病院もしくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていった障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものです。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。 障害児及びその家族に関する必要な情報とは、項目85入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものです。 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合、別途記録の作成を行う必要はありません。</p>	はい いいえ			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
108 保育・教育等移行支援加算 障害児	<p>事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用している期間において、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれアからウまでに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(アからウまでに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算していますか。</p> <p>また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれアからウまでに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。</p> <p>ア 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設(以下この注において「保育所等」という。)に通い、又は障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等(以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 100 単位</p> <p>イ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。) 300 単位</p> <p>ウ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。) 300 単位</p>	はい いいえ	障害児報酬 告示別表の7の注 報酬留意事項 通知(児童) 第4の8	
109 医療・保育・教育機関等連携加算 障害児 (プランの請求とセット)	<p>医療・保育・教育機関等連携加算を算定していますか。</p> <p>指定基準第2、3項に規定する福祉サービス等(障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く)を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存していますか。</p> <p>作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。</p> <p>障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めていますか。</p> <p>障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるためです。</p> <p>連携先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めていますか。</p> <p>算定に当たっての留意事項 当該加算は、項目83「初回加算」を算定する場合又は項目86「退院・退所加算」を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものです。</p>	算定あり 算定なし はい いいえ はい いいえ はい いいえ	障害児報酬 告示別表の8の注 報酬留意事項 通知(児童) 第4の9	

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
110 集中支援 加算	<p>次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算していますか。</p> <p>ア 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)</p> <p>イ サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)</p> <p>ウ 福祉サービス等を提供する機関等(以下このにおいて「関係機関」という。)の求めに応じ、関係機関が開催する会議に参加し、利用者の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(障害児支援利用援助費若しくは継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算()又は退院・退所加算を算定する月を除く。)</p>	はい いいえ	障害児報酬 告示別表の9の 注 報酬留意事項 通知第4の10	
	<p>アの「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業者を行う者等をいう。 イの「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。 ウの「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。 福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。 指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p>			
111 サービス 担当者会 議実施 加算 <u>障害児</u> (モニタリング の請求とセ ット)	<p>サービス担当者会議実施加算を算定していますか。</p>	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の10 の注 報酬留意事項 通知(児童) 第4の11	
	<p>継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。</p>	はい いいえ		
	<p>継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置つけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。 算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。</p>			
	<p>サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存していますか。</p>	はい いいえ		
112 サービス 提供時モニ タリング加算 <u>障害児</u> (単独で算 定可能)	<p>サービス提供時モニタリング加算を算定していますか。</p>	算定あり 算定なし	障害児報酬告 示別表の11の 注 報酬留意事項 通知(児童) 第4の12	
	<p>当該事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を事業所が訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び提供状況等を記録した場合に、障害児1人につき1回を限度として100単位を加算していますか。</p>	はい いいえ		
	<p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置つけた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に 加算するものです。</p>			
	<p>サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録して5年間保存していますか。 ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の障害児の状況 ウ その他必要な事項</p>	はい いいえ		
	<p>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は、39件を限度とし、39を超える数については算定しません。 当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。</p>			

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
113 行動障害 支援体制 加算 障害児	条件に適合しているものとして市に届け出を出し、1月につき35単位を 加算していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の12 の注 平27厚労告 181第4号 報酬留意事項 通知(通知) 第4の13	
	相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修) の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該課程を修了した 旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 上記の研修修了者を配置している旨を公表していますか。	はい いいえ はい いいえ		
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>				
114 要医療 児者支援 体制加算 障害児	条件に適合しているものとして市に届け出を出し、1月につき35単位を 加算していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の13 の注 平27厚労告 181第5号 報酬留意事項 通知(児童) 第4の14	
	相談支援専門員のうち障害者総合支援法第78、条第2項に規定す る地域生活支援事業として行われる研修又はこれに準ずるものとして都 道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者 から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以 上配置していますか。	はい いいえ		
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">「地域生活支援事業として行われる研修」は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。</p>				
上記の研修修了者を配置している旨を公表していますか。		はい いいえ		
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記15に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>				
115 精神 障害者 支援体制 加算 障害児	条件に適合しているものとして市に届け出を出し、1月につき35単位を 加算していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の14 の注 平27厚労告 181第6号 報酬留意事項 通知(児童) 第4の15	
	相談支援専門員のうち、地域生活支援事業として行われる研修又は これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当 該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の 交付を受けた者を1名以上配置していますか。	はい いいえ		
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">「地域生活支援事業として行われる研修」は、精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。</p>				
上記の研修修了者を配置している旨を公表していますか。		はい いいえ		
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等を営む精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記17に定める精神障害関係従事者養成研修事業もしくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記26に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 精神障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>				

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
116 ピアサポート 体制加算 障害児	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 15 の注 報酬留意事項 通知(児童) 第4の16	
	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者(以降「障害者等」という)であって、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者と管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。	はい いいえ		
	常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。			
上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていますか。	はい いいえ			
研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。	はい いいえ			
令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。 ア 市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。 イ 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者の配置がない場合も算定できるものとする。				
117 地域生活 支援拠点 等相談 強化加算 障害児	条件に適合しているものとして市に届け出を出し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児(以下「要支援児」という。)が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整 ⁽¹⁾ を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として700単位を加算していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の 16 の注 平 27 厚労告 181 第 8 号 報酬留意事項 通知(児童) 第4の17	
	現に当該要支援児が短期入所を利用していない場合にあつては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含みます。			
	項目 20「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。	はい いいえ		
当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録し、5年間保存していますか。	はい いいえ			
当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 他の指定障害児相談支援事業所において障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該指定障害児が短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画を作成した時に、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものです。				

項目	点検のポイント	点検	根拠法令等	確認書類等
118 地域体制 強化共同 支援加算 障害児	条件に適合しているものとして市に届け出を出し、相談支援専門員が、障害児の保護者の同意を得て、障害児に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として2,000単位を加算していますか。	算定あり 算定なし	障害児報酬 告示別表の17 の注 平27厚労告 181第7号 報酬留意事項 通知(児童) 第4の18	
	項目20「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。	はい いいえ		
	当該加算の対象となる会議を行った場合は、会議開催の目的、出席者、会議の具体的な内容等を記録し、5年間保存していますか。 <参考> 「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」(平成30年3月30日付障障発0330第3号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)	はい いいえ		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><報酬留意事項通知(児童)第4の15> 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制作りの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うこと目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。</p> <p><報酬留意事項通知(児童)第4の15()> 当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものです。</p> <p>当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいです。</p> <p>協議会等への報告の内容については、別途定めるものとします。</p> </div>				